

適正な計量表示となっているか検査します

夏期の商品量目立入検査を実施します

スーパーマーケット等の店舗内でパック詰めされた生鮮食品類の内容量や表示等について、計量法に基づく立入検査を全国一斉に行っています。

本県では、商品流通量が増える夏期と年末期の毎年2回、この立入検査を実施しており、夏期の商品量目立入検査について次のとおり実施します。

(1) 実施時期

令和8年7月から8月までの間

(2) 検査対象

県内全域(特定市である高松市や権限移譲している善通寺市は除く。)のスーパーマーケット等16店舗(約90店舗を2年で巡回)

(3) 立入検査内容

店舗内で計量して詰め込み、販売されている生鮮食品類(肉、魚、野菜、惣菜等)を計量し、実際の内容量が表示された内容量から計量法で定められた誤差の範囲(許容誤差)を超えて不足していないかを検査します。

(4) 立入検査を踏まえた対応

- ① 不適正商品(計量法で定められた範囲を超えて不足している商品)があった場合、商品の再計量を指示し、改善を指導します。
- ② 不適正商品の割合が高い店舗に対しては、後日、再検査を実施します。